

本訴平成26年(ワ)第29256号

反訴平成27年(ワ)第25495号

本訴原告(反訴被告) 阿部 宣 男

本訴被告(反訴原告) 松崎 参

### 準備書面(9)

2016年5月9日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿部 哲 二

同 平松 真二郎

同 湯山 花 苗



—本訴原告準備書面(7)に対する反論—

本訴原告の不正に関する名誉棄損における主張に対しては、本訴被告準備書面(3)においてすでに詳述しているとおりである。

したがって、重複せず必要な範囲で反論する。

(以下、本訴原告を「原告」、本訴被告を「被告」とする。)

#### 第1 はじめに

対象となる各表現行為について、いずれも被告がFBに投稿したことは認めるが、それぞれの意味・内容については原告によって恣意的にまとめられ、被告の表現行為の前後の文脈を無視した評価となっていることから、曲解である点指摘しておく。

とりわけ、裁判官からも求釈明があったように、原告が指摘する被告の表現行為ウのなかには、原告がいう「小山町」の件は含まれていないにもかかわらず、これが静岡県小山町に関する不正であるように示しており、原告は事実を曲げて主張しているのである。

なお、表現行為ウに関し、被告はそれぞれ出典を記載しているとおり、事実であることは確認されており、板橋区環境課に口頭の質問で確認したところ、板橋区は関与していない旨も確認した上でF B上に公開している。

このように、原告は被告の表現を恣意的にまとめ、文脈等を無視した評価を加えて名誉棄損であると主張しているのであり、一方で、被告は発言前に事実確認をおこなっており、その事実が確認されてから表現行為に及んでいるのであって、被告の表現行為が名誉棄損に該当することはない。

## 第2 石川能登町とのやり取りに関することについて

### 1 原告のクロマルハナバチの研究

#### (1) はじめに

ホテル館におけるクロマルハナバチの研究や飼育は、ホテル飼育に役立つという理由で、ホテル飼育に係る範囲で、板橋区から許可が与えられていた。

もっとも、かかる板橋区の許可は、「クロマルハナバチとホテルの間には共生関係がある」とする原告の説明を、原告の上司らが真実だと誤認してしまったことに起因している。

#### (2) クロマルハナバチの有用性

原告は、クロマルハナバチのフェロモンによる土壌抗菌作用が認められるとしてホテル飼育に有効である旨説明し、板橋区からの飼育を認められていた。飼育日誌（甲91の2～7、92の9、95、96、97、98、99、100の2～10、101、102、103、1

04, 105の4)にも一日おきに「クロマルハナバチ フェロモン抽出」の作業を行ったと記されている。

しかし、原告準備書面(7)においては、土壌抗菌作用の原因はバクテリアであるとされており、原告の主張に矛盾があるばかりか、抗菌作用でつながるクロマルハナバチとホタルとの共生関係の存在は、結局いまだに確認されていない。そもそもバクテリアとは細菌の総称であるから、どの種類のバクテリアがどの別の種類のバクテリアは殺菌なり滅菌なりの抗菌効果を示すのか、バクテリアの種類を特定しなければ「抗菌作用の非常に強いバクテリア」などと主張しても、なんら根拠がないといわざるを得ない。

(3) 原告が主張する「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」について

原告が甲53号証で示す「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」と称する特許については、2011年10月に「拒絶査定」を受けており、特許権は存在しない(乙25)。

なお、ホタルとの共生関係があるなどというクロマルハナバチの生態に関する原告の主張は、学者や研究者らが賛同している定説ではなく、原告自身も学術的に検討を加えるに値する証拠を示しておらず、仮説としての体裁すらなしていない。

(4) 板橋区の許可があったことについて

前述のとおり、板橋区はホタル館でクロマルハナバチを飼育することを認めていたが、それはあくまで「一定の必要限度の範囲内」「効率的に虫を羽化させるといったその範囲内」に限定されていた。

また、原告はクロマルハナバチ飼育によって板橋区は武蔵野種苗やイノリ一企画から「多大な利益を受けていた」と主張するが、その根拠はないに等しい。原告が甲55号証として示す「板橋区事務事業評

価表」は、予算と決算の差額を示しているにすぎず、クロマルハナバチと経費減額との因果関係の存在を証明するものではない。一般的に、ホテル館に限らず、経費の節約は板橋区役所のどの部署でも徹底されているため、442万円の削減が達成されても、驚くにはあたらず、むしろそれまでの消耗品の過剰な購入など経費の無駄遣いが見直された結果と見るのが妥当である。

## 2 能登町と板橋区との協力関係について

### (1)クロマルハナバチの販売計画が原告の独断で行われた不正であったこと

前述のとおり、クロマルハナバチの販売計画に板橋区が関与したことはない。板橋区は、原告が他団体の収益事業に関与することに了解を与えたことはないのである。

被告は、原告がこの販売計画に関係したいたことがわかった後の2014年3月7日、板橋区議会本会議で、坂本健板橋区長に質問したところ、商品販売などは原告の「個人的な活動が誤解を与えるケース」があり、そのたびに板橋区は原告に対して「注意を行って」きたことが明らかとなった。また板橋区長は、ホテル館は「商品の開発、販売施設ではございません」と述べて、「板橋区とは無関係であることを板橋区のホームページなどでお知らせをしている」と強調している。

また、原告が主張するように能登町と板橋区の間で収益事業にかかわる協力関係が存在するとすれば、必ず板橋区議会に報告されるが、これもなされていなかった。

### (2)武蔵野種苗の撤退とイノリー企画の登場

原告は、準備書面(7)16頁で「Tシャツ販売以降、イノリー企画には全く活動の実態がなく」と主張しているように、イノリー企画に法

人としての実態がないことを認めている。このような実態のない団体が、自治体が結ぶ契約の主体となり得ないことは当然の常識である。

また、原告は、イノリー企画の設立日を契約書や別訴における訴状で事実と異なる記載をし、かつ、そのことを根拠に記者会見で「板橋区の主張はすべて事実に基づかないため、提訴した」などと主張してきた。しかし、ここにきて突然「記憶間違い」であるとしていることから、原告の不正が疑われて当然の状況である。

### (3)契約書作成の経緯等

原告は、記載した肩書、日付、契約者の実態について事実と異なる点を認めているが、一方で、その責任は「能登町ないしふれあい公社の要望による」ものとして、原告の責任は認めない。

しかし、自治体が国からの補助金を含む公金を支出させるため作成する契約書に、原告は実際に署名捺印をし、事実ではない記載をしていたのであって、捏造したことにほかならない。

また、原告がどのように呼称されていようと、原告には板橋区を代表して対外的な契約行為を行う権限が存在しないことは言うまでもなく、板橋区を代表するかのよう装って契約行為をすること自体、公務員の規律に反するものであって不正なのである。

そして、平成21年7月1日付「業務提携契約書」なる文書については、原告は「これはそもそも平成23年4月1日の同日に交わされた文書であって、もちろん平成21年のものではありえない」と開き直り、虚偽の文書であったことを認めたとはいえ、虚偽文書をねつ造した動機及び経緯について、「この文書は、新しい契約の相手方としてイノリー企画が登場したため、能登町が、対外的に信用上の問題をクリアにするために要求したもので、原告は事前に上司である川平係長（当時）に相談し、その了解の上で作成したものに過ぎず、原告とイ

ノリー企画との間に、かかる契約関係があったという事実はない」と説明していることから、イノリーとの間に業務提携の事実がなければ、板橋区が懲戒免職理由にあげている「便宜供与」は成立しないことになる。しかし、一方で、原告は、「対外的に信用上の問題をクリアにするために」という動機を主張したことで、信用を得るために欺く行為であったことを自認したことになり、原告の不正への関与があきらかとなっている。

#### (4)イノリー企画の所在地について

原告は、開業届を提出するにあたって、駒野氏がボランティアとして活動していたホテル館の住所地を記載していたに過ぎないと主張している。

しかし、この点についても、板橋区がホテル館の住所地の使用をイノリー企画に許可した事実はない。板橋区の施設住所を利用することは、イノリー企画が不当に板橋区の信用を利用してしたことになり、税務署を欺く不実記載にも該当しうる行為であって、原告の行為は許されるものではないことを付言しておく。

### 第3 静岡県小山町とのやり取り及びホテル再生事業に関することについて

小山町との関係における不正の名誉棄損主張に関しても、すでに被告準備書面(3)において反論しているとおりであるが、とりわけ、下記の点につき、再度付言しておく。

#### 1 特許に関する事実

特許使用料に関する費用の取り決めについて、すでに被告準備書面(3)において詳述しているとおりで、板橋区の要綱には特許料免除の条項は存在しておらず、原告の主張するような取り決めや決定が、板橋区の行政

運営の中で入りこむ余地はない。

したがって、条例や要綱において、実施使用料の規定があるホタル飼育に関する特許使用料を免除することは許されず、原告の主張する免除を板橋区が認めることはできないのであって、特許料免除に関する板橋区の承認はないのにもかかわらず、原告が独断で特許料を免除としたことは明らかである。

2 有限会社ルシオラがホタル再生事業に関わるようになった経緯について

原告は、ルシオラが当初からホタル再生事業の裏方を担うことが予定されており、ルシオラの創設についても板橋区は認識していたと主張するが、板橋区が民間企業であるルシオラの創設に関与した事実はない。

また、ルシオラと板橋区との契約関係は過去も含めて存在していない。

第4 その他の主張について

すでに被告準備書面(3)で述べているとおりであるので、割愛する。

以上